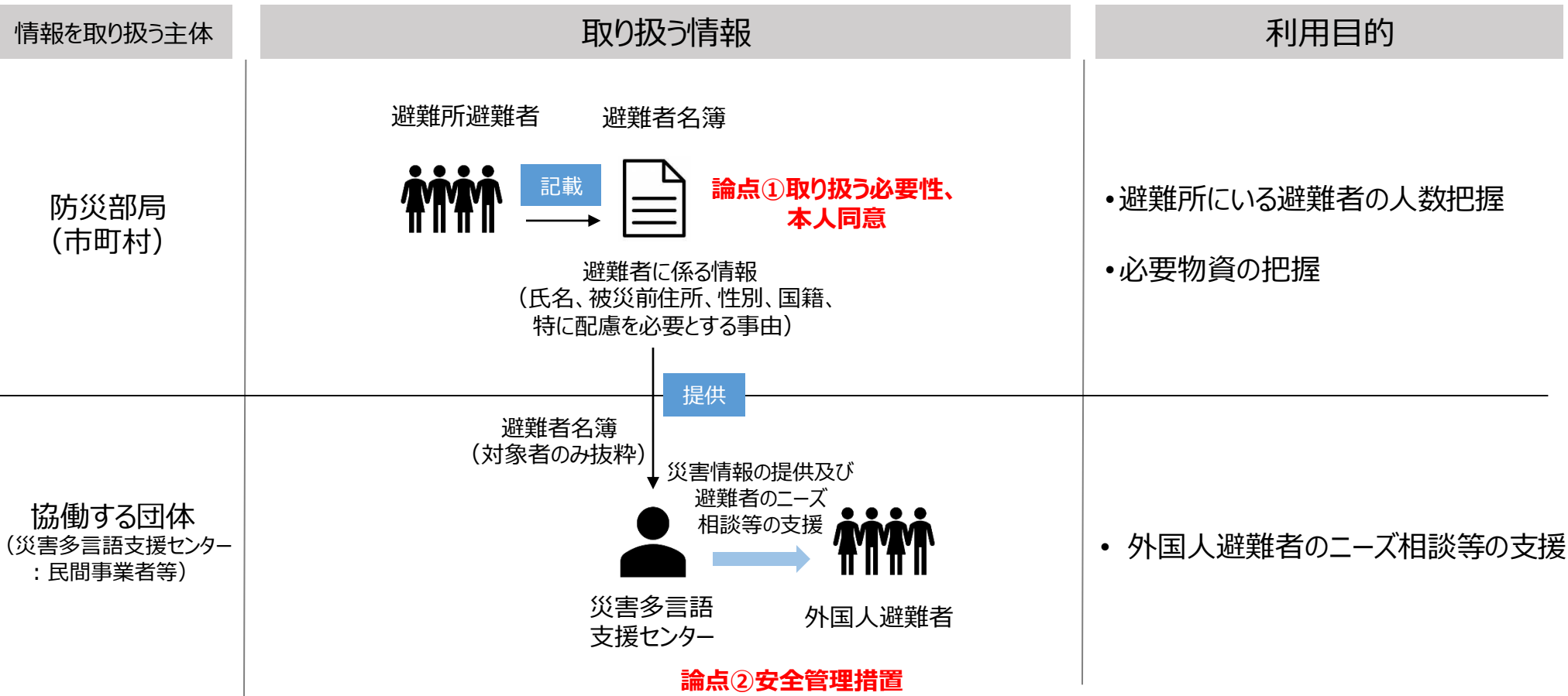


# 事例② 避難所における外国人への支援 概要

(論点となる防災業務⑦避難所情報等の把握・支援への活用)

- 市町村の防災部局は、災害発生時に避難所を開設し、避難者の情報を基に、避難者名簿を作成した。
- 市町村の防災部局は、外国人避難者への支援を実施するため災害多言語支援センター※へ避難所で取得した対象者の名簿情報を提供した。
- 災害多言語支援センターの職員は、提供を受けた名簿情報を基に避難所を訪問し、外国人避難者へ災害情報の提供及び、避難者のニーズ相談等の支援を実施した。

※災害対策本部の設置主体となる被災地の市町村と外国人支援団体（外郭団体）にて協働で設置される団体





## 個人情報保護法及び関係法令条文

- 個人情報保護法第61条において、個人情報を保有するにあたっては**法令の定める業務を遂行するために必要な場合に限り、かつその利用目的を特定しなければならない**と規定されている。また、本人から個人情報を取得する場合には、同法第62条において**本人に対する利用目的の明示**が規定されている。
- 個人情報保護法**第69条第1項**において法令に基づく場合を除く**個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止**について、**第2項**において個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供について規定されており、**第2項第1号**で**本人の同意があるとき、第4号**で**本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別な理由があるときは、提供できるとされている。**



## 本事例における解釈案

- 個人情報の保有に当たっては、個人情報保護法第61条のとおり**利用目的を特定**しなければならず、避難所において、避難者から個人情報を書面で取得するにあたっては、個人情報保護法62条のとおり取得する**個人情報の利用目的を当該本人に明示**する必要がある。
- また、**避難所へ避難者が殺到している場合等、避難者が利用目的に関して十分に確認をする時間的余裕がなく、事前に本人同意を取得できない場合**、避難者への各種支援を実施するために市町村から外郭団体等へ個人情報を提供することは、**第69条第2項第4号「明らかに本人の利益になる場合」に該当する場合がある**と考える。
- ただし、避難所における避難者について、支援を必要とする可能性がある者に対して個別に支援の要否を確認するため、その際に本人の同意を得ることが可能であることから、**災害多言語支援センター等への情報提供を含めた利用目的を定め、本人の同意を取得することが望ましいのではないか。**
- また、同意を取得する際、**避難者に対して具体的に利用目的を示す必要があるのではないか。**
- また、本人の個人情報を取得する書面に、**特に配慮が必要な事由に関する記載欄を設けることで、市町村は支援が必要な情報を取得することが望ましいのではないか。**



(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。



(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。



## 想定されるケース

- **市町村が避難所の避難者の個人情報（氏名、被災前住所、性別、国籍、特に配慮を必要とする事由）を、外郭団体へ提供した。**
- **市町村は個人情報保護法第70条において、必要があると認めるときは提供先の事業者（団体）に対して、個人情報の適切な管理のための必要な措置を求めるものとされている。**



## 論点

- **市町村が避難者の支援について事業者と協定を結ぶ際に、事業者が避難者の個人情報を安全に管理すべき旨の規定を協定書に明記することが望ましいのではないか。**
- **事業者は避難者の個人情報を安全に管理する規定の中に、名簿情報の保存方法、当該情報の管理責任者を定めておくことなどが望ましいのではないか。**
- 例えば、以下のような規定を設けることが考えられるのではないか。
  - ① 名簿は、当該支援業務の管理者および支援員のみ閲覧することとする。
  - ② 避難者名簿は厳格管理を行う。
    - 紙面で作成した場合は、できる限り保管場所を隔離し、管理する者のみが取り扱う事とする。データにて作成した場合は、ID/PWが付与されている関係者のみとする。
  - ③ 管理責任者は当該支援業務の管理者とする。

